高齢者医療障がい認定該当者・不該当者届

65 歳以上 75 歳未満の組合員及び被扶養者で後期高齢者医療広域連合の障がい認定を受けたとき (後期高齢者医療の被保険者に該当したとき)、または撤回したとき (後期高齢者医療の被保険者に該当しなくなったとき)に提出してください。

区分	-	後期高齢者医療の被保険者に 後期高齢者医療の被保険者に 該 当 し た と き 該 当 しなくなったとき	
組合員 の場合	共済短期給付の適用がある組合員となり、被 組合員は、共済短期給付の適用がなくなり、 認定中の被扶養者は扶養取消になります。 A・B の書類を提出してください。 (世帯全員の組合員証等を回収します。) 共済短期給付の適用がある組合員となり、被 扶養者がいる場合は認定要件を満たしていれ ば、被扶養者として扶養の認定ができます。 A・C の書類を提出してください。 被扶養者がいるときは、「被扶養者申告書(認 定)及びその必要書類」も一緒に提出してく ださい。		
被扶養者 の場合	被扶養者の資格が取消になります。 「被扶養者申告書(取消)」と一緒に A・B の書類を提出してください。 (対象者の組合員証等を回収します。) 認定要件を満たしていれば、被扶養者として 扶養の認定ができます。 「被扶養者申告書(認定)及びその必要書類」 と一緒に A・C の書類を提出してください。		
提出	Α	A 高齢者医療障がい認定該当者・不該当者届	
書類	В	後期高齢者医療の被保険者となっ た資格取得日がわかる 被保険者証 の写し後期高齢者医療の被保険者を不該当 となった日がわかる 資格喪失届出書 の写し	

